

銀行健全性規制の課題と改善点 ―流動性規制を中心に―

漆畑 春彦（平成国際大学）

1988 年、バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision : BCBS）の合意に基づき導入された銀行自己資本規制（バーゼル規制）は、以降長きにわたり、国際・各国レベルで見直され、変更・改良されてきた。

1988 年に公表されたバーゼルⅠは、1996 年に信用リスクに加えて市場リスク規制が導入され、2004 年にはバーゼルⅡ最終文書 が公表された。「三本の柱」として策定され、銀行内部のリスク管理の高度化と両立するリスク感応度を反映した自己資本規制である。2007 年夏に金融危機が発生した際には、銀行の自己資本水準（自己資本の量）のみならず自己資本の質、増大する負債と過少資本（レバレッジの拡大）、流動性が問題視されることになった。2010 年 12 月、BCBS は銀行の自己資本の量と質の改善、流動性やレバレッジの規制強化を図るバーゼルⅢを、「バーゼルⅢ最終テキスト」として最終化した。そしてそれ以降も、銀行健全性規制の強化、自己資本規制の見直しは、BCBS 及び各国ベースで続いている。

2023 年春の米金融不安では、預金の急速な流出を要因とした中堅銀行の資金繰り、資金流動性の危機が顕在化した。米中堅 3 行の破綻は、欧州の国際銀行クレディスイス・グループ（CSG）の破綻へとつながった。これを機に、バーゼルⅢの規制対象外だった中堅銀行に向けた、銀行に長期債券（LTD）の発行とバランスシート上の保有計上を求める米国独自の流動性規制が検討された。また、この金融不安は「システム上重要な銀行（SIB）」の概念 の見直しを迫ることになった。G-SIB でない中堅銀行でも、連続破綻や異常な取引によって深刻なシステミックリスクが生起し得ること、十分に「システム上重要な」存在となることが確認されたのである。

この際 BCBS や金融安定理事会（FSB）が報告書で提示した課題は、バーゼルⅢで規定された流動性規制の見直し、満期保有証券（HTM）の含み損益の取扱い、急速な非保険対象預金の流出を抑制すべく預金保険制度の範囲の見直しなど多岐にわたる。主に銀行流動性の管理に関するものだが、金融不安の教訓を基に、これら課題に対しては国際・各国レベルで様々な提案が行われている。例えば、急速なバンクランに対応すべく、中央銀行の流動性支援に備えるプリポジショニングの議論は、今後の流動性規制、自己資本規制の方向性を考える際に重要な役割を果たすと考えられる。

本報告では、銀行自己資本規制の制度的経緯を紹介するとともに、最近の事例からなお検討すべき流動性規制の改善点について整理し、今後の健全性規制の方向性について考えてみたい。